特452	チクスイ　ＥＬＬ501	〃	〃
特458	チクスイ　ＥＬＬ501Ｅ	〃	〃
特459	チクスイ　ＥＬＬ501Ｍ	〃	〃
特462	チクスイ　ＥＬＬ502	〃	〃
特470	チクスイ　ＥＬＬ502Ｍ	〃	〃
特520	チクスイ　ＥＬＬ801	〃	〃
特618	チクスイ　ＥＬＬ801Ｄ	〃	〃
特615	チクスイ　ＥＬＬ811	〃	〃
特616	チクスイ　ＥＬＬ811Ｍ	〃	〃
特617	チクスイ　ＥＬＬ811Ｄ	〃	〃
特695	チクスイ　Ｊ60Ｍ	〃	〃
特696	チクスイ　Ｊ60Ｋ	〃	〃
特697	チクスイ　Ｊ60Ｒ	〃	〃
特698	チクスイ　Ｊ80Ｍ	〃	〃
特699	チクスイ　Ｊ80Ｋ	〃	〃
特700	チクスイ　Ｊ80Ｒ	〃	〃
特724	チクスイ　Ｊ100Ｋ	〃	〃
特725	チクスイ　Ｊ100Ｍ	〃	〃
特726	チクスイ　Ｊ100Ｚ	〃	〃
特765	チクスイ　Ｊ450	〃	〃

○国土交通省告示第千三百三十四号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、次のとおり原動機付自転車について、製作廃止の届出があった。

平成二十一年十二月十六日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
Ｉ―8014	Ｑ―ＣＡＲ　ＣＱ－Ｉ	ＣＱモーターズ株式会社	千葉県いすみ市深堀1751番地11
Ｉ―8017	Ｑ―ＣＡＲ　ＣＱ－Ｚ	〃	〃

○国土交通省告示第千三百三十五号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、次のとおり原動機付自転車について、製作廃止の届出があった。

平成二十一年十二月十六日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
Ｉ―1609	サンヨー　ＣＹ―Ｂ１	三洋電機コンシューマエレクトロニクス株式会社	鳥取県南吉方３丁目201番地

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第４１８号
千葉県八街市朝日87番地16
債務者　有限会社小泉精密研究所
代表者代表取締役　小泉　清一
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永嶋久美子
4　破産債権の届出期間　平成22年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月２日午前10時
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２１２２６号
東京都台東区千束３丁目19番10号
債務者　有限会社文研社
代表者代表取締役　吉岡日出則
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　俊治
4　破産債権の届出期間　平成22年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月５日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１４０３号
東京都豊島区南池袋２丁目47番13号南池袋Mビル
債務者　株式会社彩生館
代表者代表取締役　武藤　慎三
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　誉
4　破産債権の届出期間　平成22年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１４２６号
東京都中野区中央４丁目６番15号
債務者　東建ハウス株式会社
代表者代表取締役　佐々木兵吉
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　　剛
4　破産債権の届出期間　平成22年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１４７１号
東京都渋谷区恵比寿１丁目22番３―501号
債務者　デザインハウス・コマ株式会社
代表者代表取締役　山本　雅雄
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　折田　忠仁
4　破産債権の届出期間　平成22年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月４日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１４９６号
東京都墨田区業平２丁目９番10号
債務者　有限会社エースウォッチジャパン
代表者代表取締役　北岡　利彦
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志甫　治宣
4　破産債権の届出期間　平成22年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月４日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５０９号
東京都台東区柳橋２丁目１番９号
債務者　北辰産業株式会社
代表者代表取締役　小野　久雄
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　弘子
4　破産債権の届出期間　平成22年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月26日午後３時
東京地方裁判所民事第20部